

(目的)

第1条 この開示実施及び開示手数料等の取扱要領は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)法第15条第2項の規定により、国立大学法人室蘭工業大学(以下「本学」という。)が法人文書を開示する場合の実施方法を定めると共に、法第17条第2項の規定により、開示請求及び開示の実施に係る手数料等を定め、併せて法第17条第3項の規定により、開示実施手数料の減額及び免除について定めることを目的とする。

(法人文書の開示の実施方法)

第2条 次の各号に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は、それぞれ当該各号に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)当該文書又は図画(法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号イに規定するもの)
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本工業規格A列1番(以下「A1判」という。)以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙(縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。)に印画したもの
- (4) スライド(第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。)当該スライドを専用機器により映写したもの。

2 次の各号に掲げる文書又は図画の法第15条第1項の規定による開示の実施の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 文書又は図画(次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。)次に掲げる方法(口から八までに掲げる方法にあつては当該文書又は図面の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、本学がその保有する処理装置及びプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。)により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。)

イ 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番(以下「A3判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本工業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(口に掲げる方法に該当するものを除く。)又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により要旨にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ(日本工業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。以下同じ。)又は光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号ホにおいて同じ。)に複写したものの交付

- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本工業規格A列4番(以下「A4判」という。)の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付
- (4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付
- 3 次の各号に掲げる電磁的記録についての閲覧又は交付の方法は、それぞれ当該各号に定める方法とする。
- (1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)又は録音ディスク 次に掲げる方法
- イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取
 - ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本工業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の5の項口において同じ。)に複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法
- イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴
 - ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ(日本工業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。)に複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号、次号又は次項に該当するものを除く。)次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
 - ロ 当該電磁的記録を専用機器(開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の7の項口において同じ。)により再生したものの閲覧又は視聴
 - ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)
 - ニ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ又は光ディスクに複写したものの交付
- (4) 電磁的記録(前号ホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。)次に掲げる方法であって、本学がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハまでに掲げる方法
 - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ(日本工業規格X6103、X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の7の項子において同じ。)に複写したものの交付
 - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6123、X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格(以下「国際規格」という。)14833、15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の7の項子において同じ。)に複写したものの交付
 - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の7の項子において同じ。)に複写したものの交付
 - ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ(日本工業規格X6127、X6129、X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の7の項子において同じ。)に複写したものの交付

- 4 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。
- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
 - (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付
(手数料の額等)
- 第3条 開示手数料の額は次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。
- (1) 開示請求に係る手数料(以下「開示請求手数料」という。) 開示請求に係る法人文書1件につき300円
 - (2) 開示実施手数料 開示を受ける法人文書1件につき、別表の上欄に掲げる法人文書の種別(以下「種別」という。)ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。)。ただし、基本額(法第15条第5項の規定により更に開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額)が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき(同項の規定により更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を超えるときを除く。)は当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が、次の各号のいずれかに該当する複数の法人文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の法人文書を1件の法人文書とみなし、かつ、当該複数の法人文書である法人文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の法人文書である法人文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の法人文書である他の法人文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 1の法人文書ファイル
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の法人文書
(移送を受けた場合の手数料)
- 第4条 本学が他の独立行政法人等又は行政機関の長から事案の移送を受けたときは、以下の各号に定める開示実施手数料の支払いを受けることとする。
- (1) 他の独立行政法人等から移送を受けた場合 開示実施手数料から移送をする独立行政法人等が開示請求者から支払いを受けた開示手数料を控除した額
 - (2) 行政機関の長から移送を受けた場合 開示実施手数料から300円を控除した額
- 2 移送を行う独立行政法人等又は行政機関の長が本学を含む複数の機関に移送を行う場合は、本学は移送を受ける他の機関と協議した上で開示実施手数料の額を決定し、開示請求者から受領するものとする。
(手数料の減免)
- 第5条 法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。
- 2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、法第15条第3項又は第4項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した別に定める申請書を学長に提出しなければならない。
 - 3 前項による減額又は免除に係る申請を受けたときは、次の各号に定める基準により、減額又は免除に係る決定を行うものとする。
 - (1) 申請人が生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号に定める扶助を受けていることを理由とする場合 当該扶助を受けていることを証明する書面の有無

(2) 前号以外の事実を理由とする場合 同1世帯に属する者全てについて市町村民税が非課税であることを証明する書面等の開示請求者が前号に準ずる状態にあることを証明する書面の有無

4 前項の基準により開示実施手数料を減免することが適当と認められるときは、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を算定した額が2000円を超える場合には、2000円を減額し、2000円以下となる場合には、当該2000円以下の額を免除するものとする。

5 前項の基準により、開示実施手数料を減額又は免除することが適当と認められるときの決定に関する申請者に対する通知は、速やかに情報公開室が別に定める通知書により行うこととする。

6 開示決定に係る法人文書を不特定多数の者が知り得る方法で公にすることを予定し、又は公にするべきであると判断するときは、当該法人文書の開示に係る開示手数料を免除する。

(送料)

第6条 法人文書の開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

2 前項以外の方法による送付を求める場合は、求める方法を事前に指定し、当該輸送機関の定める実費送料を納付して、法人文書の写しの送付を求めることができる。

(手数料の納付)

第7条 手数料等は、次の各号に定める方法により納付するものとする。

(1) 現金 情報公開窓口において開示を実施する場合、当該実施を行う窓口に対し、現金により納付することができる。

(2) 銀行振込 前号以外の場合、本学指定の銀行口座へ納付しなければならない。

2 開示請求手数料は、開示請求書の提出までに支払いを受けるものとし、開示実施手数料は、開示の実施を行う前に支払いを受けることとする。

3 既納の手数料は、還付しない。ただし、学長は、特別の理由があると認めるときは、その全部又は1部を還付することができる。

4 法人文書の写しの送付を求める場合の送料は、第1項に掲げる方法のほか、これによりがたい場合は学長が定める。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、情報公開の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から実施する。

別表（法人文書の開示の実施に係る手数料）

法人文書の種類	開示の実施の方法		開示実施手数料の額
1 文書又は図画(2の項から4の項までに該当するものを除く。)	イ	閲 覧	1 0 0 枚までごとにつき 1 0 0 円
	ロ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1 枚につき 1 0 0 円に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ハ	複写機により複写したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く)	用紙 1 枚につき 1 0 円(A 2 判については 4 0 円、 A 1 判については 8 0 円)
	ニ	複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙 1 枚につき 2 0 円(A 2 判については 1 4 0 円、 A 1 判については 1 8 0 円)
	ホ	撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1 枚につき 1 2 0 円(縦 2 0 3 ミリメートル、横 2 5 4 ミリメートルのものについては、 5 2 0 円)に 1 2 枚までごとに 7 6 0 円を加えた額
	ヘ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1 枚につき 5 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額
	ト	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本工業規格 X 0 6 0 6 及び X 6 2 8 1 に適合する直径 1 2 0 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。) に複写したものの交付	1 枚につき 1 0 0 円に当該文書又は図画 1 枚ごとに 1 0 円を加えた額

	チ	スキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120ミリの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ	用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ	用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円、A2判については370円、A1判については690円）
3 写真フィルム	イ	印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、430円）
4 スライド（8の項に該当するものを除く。）	イ	専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ロ	印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円（縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円）
5 録音テープ（8の項に該当するものを除く。）又は録音ディスク	イ	専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録（5の項又は6	イ	用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円

の項に該当するものを除く。)	ロ	専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルごとにつき410円
	ハ	用紙に出力したものの交付	用紙1枚につき10円
	ニ	用紙にカラーで出力したものの交付(二に掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき20円
	ホ	フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ	光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト	光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ	幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ	幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき800円(日本工業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際規格14833、15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円、10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ	幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本工業規格X6142に適合するものについては2,600円、国際規格15757に適合するものについては3,200円)に1ファイル

			ごとに210円を加えた額
	ル	幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本工業規格X6129、X6130又はX6137に適合するものについてはそれぞれ800円、1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
8 スライド及び録音テープ(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。)	イ	専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ	ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては、5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考	1の項八若しくは二、2の項八又は7の項八若しくは二の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		